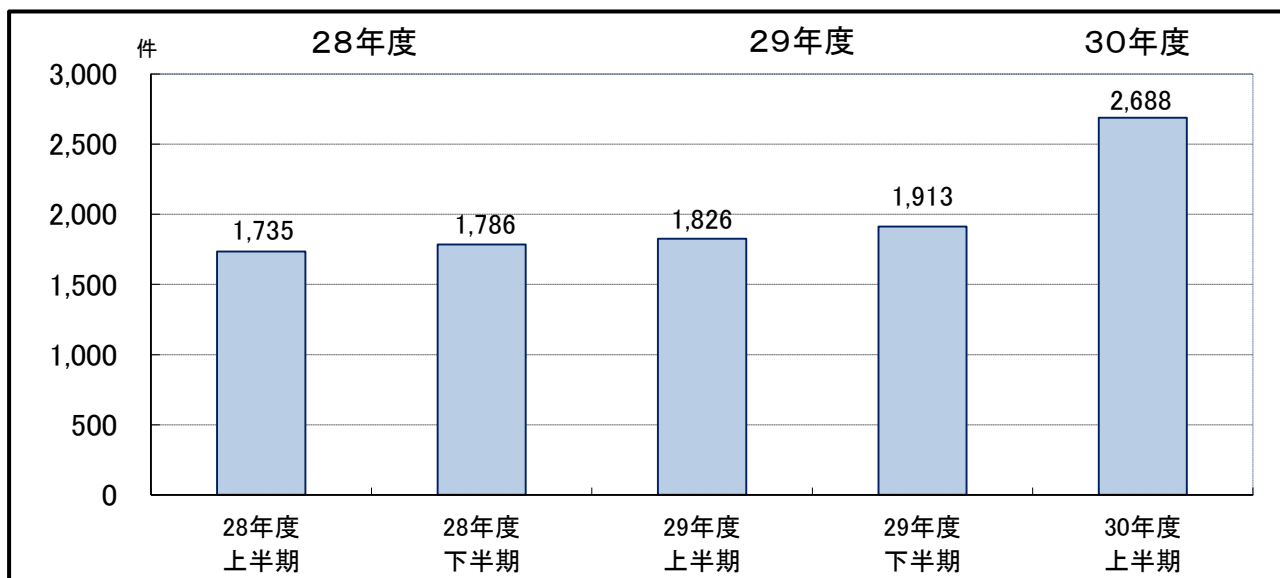


## 都民の声(教育・文化)について[平成30年度上半期(4月～9月)]

## 1 都民の声

## (1) 受付件数の推移



## (2) 性質別 件数内訳

上半期：4月～9月  
下半期：10月～3月

分類	28年度			29年度			30年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
苦情	1,213	1,221	2,434	1,293	1,338	2,631	1,670
(割合)	69.9%	68.4%	69.1%	70.8%	69.9%	70.4%	62.1%
要望	157	192	349	233	270	503	423
(割合)	9.0%	10.8%	9.9%	12.8%	14.1%	13.5%	15.7%
提言	79	40	119	44	36	80	55
(割合)	4.6%	2.2%	3.4%	2.4%	1.9%	2.1%	2.1%
意見	286	333	619	256	269	525	540
(割合)	16.5%	18.6%	17.6%	14.0%	14.1%	14.0%	20.1%
計	1,735	1,786	3,521	1,826	1,913	3,739	2,688

30年度上半期の性質別件数では、「苦情」が最多で1,670件(62.1%)である。

2番目は「意見」が540件(20.1%)、3番目は「要望」が423件(15.7%)である。

### (3) 分野別 件数内訳

分類	28年度			29年度			30年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教職員	451	512	963	452	486	938	553
(割合)	26.0%	28.7%	27.3%	24.8%	25.4%	25.1%	20.6%
生徒指導	392	375	767	382	483	865	818
(割合)	22.6%	21.0%	21.8%	20.9%	25.2%	23.1%	30.4%
学校運営	262	216	478	207	301	508	600
(割合)	15.1%	12.1%	13.6%	11.3%	15.7%	13.6%	22.3%
教育施設	27	15	42	16	9	25	14
(割合)	1.6%	0.8%	1.2%	0.9%	0.5%	0.6%	0.5%
社会教育	66	45	111	167	183	350	185
(割合)	3.8%	2.5%	3.1%	9.1%	9.6%	9.4%	6.9%
健康管理	9	14	23	24	21	45	65
(割合)	0.5%	0.8%	0.7%	1.3%	1.1%	1.2%	2.4%
福利厚生	1	1	2	1	1	2	2
(割合)	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
その他	527	608	1,135	577	429	1,006	451
(割合)	30.3%	34.0%	32.2%	31.6%	22.4%	26.9%	16.8%
計	1,735	1,786	3,521	1,826	1,913	3,739	2,688

30年度上半期の分野別件数では、「生徒指導」に関するものが最多で818件(30.4%)、主なものは、「授業・学習等に関するもの」(341件)、「生活指導・行事・部活動等に関するもの」(259件)である。

2番目は「学校運営」に関するものが600件(22.3%)、主なものは、「学校の管理・運営に関するもの」(521件)である。

3番目「教職員」に関するものが553件(20.6%)、主なものは、「教職員の服務、接遇等に関するもの(体罰等を除く。)」(321件)、「教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等に関するもの(体罰、暴言、セクハラ等)」(186件)である。

#### (4) 多数を占めたテーマ・特徴的なテーマの件数及び内容

テーマの概要	件数	内容	対応
学校の管理・運営に関するもの [分野：学校運営]	521件	<p>都立学校の生徒の保護者ですが、子供が就職面接の指導を受けるため夏季休業中に当該校へ行ったところ、高温注意情報が発表されている状況にもかかわらず、一部の部屋以外は空調が稼働していなかったとのことでした。生徒の安全を第一に考え、改善してください。</p>	<p>当該校では、当時、全館的に空調設備の不具合がありましたが、御指摘の就職面接の指導は、空調が稼働している特別教室で実施しました。申出者にはその旨を説明し、理解を得ました。</p> <p>また、当該校では、他の生徒や来校者にも、空調設備の不具合について説明するとともに、教員間で熱中症防止に万全を期すよう周知を徹底しました。</p> <p>なお、空調設備の修理は実施済みです。</p>
		<p>都立学校の近隣住民ですが、グラウンドから、強風により大量の砂埃が舞っており、12時30分頃に散水などの対策を当該校に求めましたが、13時20分現在、何の対策も行われませんでした。都立学校が迷惑施設とならないよう対策を求めます。</p>	<p>当該校は、申出者らによる当該依頼を受け、副校長及び経営企画室長から担当教員に散水を指示しましたが、当時、担当教員は個人面談を控えていたため、他の教員が14時頃に散水しました。</p> <p>副校長は、申出者に散水が遅れたことを謝罪するとともに、今後は天候の変化にあわせて、グラウンドの状態を観察し、組織的な連携を図りながら散水することとしました。</p>

<p>授業・学習等に関するもの 〔分野：生徒指導〕</p>	<p>341件</p>	<p>具体的な避妊の方法を教えることは、中高生での妊娠があるという現実在即した授業だと思います。</p>	<p>学校における性教育は、全ての児童・生徒に学習指導要領に示された内容を確実に指導するとともに、性情報の氾濫等の実情を踏まえ、児童・生徒等の状況に応じ、保護者の理解を得ながら、個別やグループ等での対応を行うことも必要です。</p>
		<p>過激な性教育は厳重に注意し、学習指導要領を守るとともに、安易に避妊や中絶を教えるのではなく、生命を尊重した授業を行ってください。</p>	<p>都教育委員会は、学校における性教育を通して、児童・生徒が性に関する諸課題等について適切に判断し行動できる能力や態度を身に付けられるよう、区市町村教育委員会や医師等の専門家とも連携しながら、きめ細かく取り組んでまいります。</p>
<p>教職員のサービス・接遇等に関するもの（体罰等を除く。） 〔分野：教職員〕</p>	<p>321件</p>	<p>都立学校の経営企画室の職員が、ラフな格好で勤務していました。学校の窓口であるため、公務員としてふさわしい服装で職務にあたってください。</p>	<p>今回の御指摘を踏まえ、当該校の校長及び経営企画室長は、当該職員に注意し、公務員としてふさわしい服装で勤務するよう指導の徹底を図りました。</p>

<p>生活指導・行事・部活動等に関するもの 〔分野：生徒指導〕</p>	<p>259件</p>	<p>都立学校の新入生と思われる生徒が、バスに乗車の際、車内の奥に移動する、リュックサックは前に持つなどができておらず、バスの定時運行ができませんでした。入学前の説明会で乗車方法のマナーを教えてください。</p>	<p>当該校の生徒のバス乗車及び降車時の状況を確認したところ、当該校1年生の可能性が高いことが分かりました。</p> <p>当該校では、校内の研修において、バス乗車時の課題を全教職員で共有するとともに、1年生の学年集会を実施し、バス乗車時のマナーについて注意喚起を行いました。また、教員が出勤時に登校中の生徒の様子を確認し、マナー等に課題がある場合は注意するようにしました。</p>
<p>教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等に関するもの（体罰、暴言、セクハラ等） 〔分野：教職員〕</p>	<p>186件</p>	<p>都立学校の授業中において、教室全体が騒がしい状況の中、授業を担当していた教員から、静かにしていた生徒に対しても、教室から出るよう指示がありました。間違った対応ではないでしょうか。</p>	<p>当該校の副校長が当該教員に確認したところ、騒がしくしている生徒に向けて「授業を聞かない生徒は出て行ってほしい。」と発言したことが、生徒全体に向けた発言として受け取られたことによる苦情ではないかとのことでした。</p> <p>副校長は、当該教員に対し、生徒とのコミュニケーションを日頃から多くとることや、他の教員の授業を参観したり、研修を受講したりして、指導力向上を図るよう指導するとともに、定期的に当該教員の授業を確認することとしました。</p>

◇寄せられた都民の声（感謝事例）

○都立多摩図書館の対応について

都立多摩図書館に隣接している都立公園で行われていたイベントに参加した者です。当該イベントは都立多摩図書館が主催していると思い、図書館の受付の方に色々と質問しましたが、後になって多摩図書館は当該イベントに関係していないことを知りました。他団体のイベントにもかかわらず、図書館の受付の方には非常に丁寧に対応していただきました。とても感謝しています。

## 2 請願

### (1) 分野別 件数内訳

分類	28年度			29年度			30年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教職員	3	3	6	1	1	2	1
(割合)	50.0%	60.0%	54.5%	12.5%	33.3%	18.2%	14.3%
生徒指導	2	0	2	4	0	4	4
(割合)	33.3%	0.0%	18.2%	50.0%	0.0%	36.4%	57.1%
学校運営	1	1	2	2	0	2	1
(割合)	16.7%	20.0%	18.2%	25.0%	0.0%	18.2%	14.3%
教育施設	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
社会教育	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
健康管理	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福利厚生	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0	1	1	1	2	3	1
(割合)	0.0%	20.0%	9.1%	12.5%	66.7%	27.3%	14.3%
計	6	5	11	8	3	11	7

30年度上半期の分野別件数では、「生徒指導」に関するものが4件、「教職員」に関するもの、「学校運営」に関するもの、「その他」が各1件である。

## (2) 分野別の事例

分 野	概 要
教職員	<p>①【国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について】 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京高裁判決を真摯に受け止め、最高裁に上告しないこと。</li> <li>・判決が確定した場合、再処分（現職教員に改めて戒告処分を発令すること）をしないこと。</li> <li>・最高裁・東京高裁・東京地裁判決等で「裁量権の逸脱・濫用で違法」とされた減給・停職処分を行ったことを反省し、原告らに謝罪し、再発防止策を講じること。</li> <li>・最高裁・東京高裁・東京地裁判決等で「思想及び良心の自由」を「制約する」とされた職務命令への違反を理由としていかなる懲戒処分も行わないこと。</li> <li>・職務命令違反を理由に最高裁・東京高裁・東京地裁判決等で違法とされた減給・停職処分などの累積加重処分を行わないこと。</li> <li>・10・23通達に基づく校長の職務命令への違反を理由とした過去の全ての懲戒処分を即時撤回すること。</li> <li>・10・23通達に基づく校長の職務命令を発出しないこと。</li> <li>・10・23通達を撤回すること。</li> <li>・10・23通達に係わって懲戒処分を受けた教職員を対象とした「服務事故再発防止研修」を行わないこと。</li> <li>・問題の解決のために都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高等学校教育指導課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を早期に設定すること。</li> <li>・以上を検討するにあたり、本請願書を教育委員会で配付し、判決について慎重に検討し、議論し、回答すること。</li> </ul> <p>《請願者への通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・係争中の訴訟事案に関することは、お答えすることはできません。</li> <li>・判決が確定した事案については、当該各事案に係る判決の内容に応じて、必要な対応を行っています。</li> </ul>



- ・卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。
- ・懲戒処分 of 撤回は、考えておりません。
- ・平成 23 年 5 月 30 日、最高裁判所は、東京都教育委員会が平成 15 年 10 月 23 日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」に基づく職務命令は、思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法 19 条に違反するものではないと判断しました。その後も最高裁判所においては同様の判断が繰り返されています。このように、最高裁判所の判決においては、学習指導要領に基づき自校の入学式、卒業式等を適正に実施するため、校長が職務命令を発出することは何ら問題がないとされています。
- ・これまでに出示された裁判所の判断において、東京都教育委員会が平成 15 年 10 月 23 日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」は、旧教育基本法第 10 条第 1 項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。よって、本通達を撤回する考えはありません。
- ・懲戒処分の原因となった服務事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、服務事故再発防止研修を実施します。
- ・請願・要請については、教育情報課を通じて御意見をお聞きするとともに、請願については、主管課において趣旨を慎重に検討の上、その結果を請願者に通知し、また、要請については、必要に応じて回答を行っております。今後も同様に対応してまいります。
- ・既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

②【都立高校定時制課程について】 1件

東京都教育委員会において、都立江北高校夜間定時制の「募集停止」の決定を拙速に行わないようにしてください。

《請願者への通知》

都教育委員会は、平成28年2月12日に開催された平成28年第3回東京都教育委員会定例会において、都立高校改革推進計画・新実施計画を策定し、この中で、以下の理由により、江北高校の定時制課程を閉課程することを決定したところです。

このことについて、新実施計画策定後、夜間定時制課程の入学者選抜の状況は、第一次募集の応募倍率については、平成28年度は0.38倍、平成29年度は0.39倍、平成30年度は0.40倍と上昇しましたが、これらは募集人員を3年間で420人減らしたことによるものです。第一次募集の応募者数は、平成28年度は912人、平成29年度は799人、平成30年度は794人と減少しており、夜間定時制課程を取り巻く現状と課題は新実施計画の策定時と比べ特段の変化は見受けられません。さらに、平成30年度の第二次募集においては応募者が大幅に減少し、入学者数の減少が顕著となっています。

また、江北高校定時制課程への入学者数は、平成28年度は30人、平成29年度は27人、平成30年度は13人と年々減少し、また、募集人員に対する在籍生徒数の割合は、平成28年度は55%、平成29年度は50%、平成30年度は43%と減少するとともに、他の夜間定時制高校と比較し低くなっています。

このため、都教育委員会は、新実施計画の着実な実施により、チャレンジスクールの新設等を行い、その進捗や夜間定時制高校の応募倍率の推移などの状況を考慮しながら、江北高校の夜間定時制課程を閉課程し、都立高校定時制課程の改善・充実を進めていきます。

学校運営

③【道徳教科書採択について】 3件

- ・教科書採択にあたっては、政治的圧力や思惑を排し、学校現場の意見を十分に尊重して採択すること。
- ・2019年度用の都立特別支援学校中学部、都立中学校及び中等教育学校（前期課程）の道徳教科書の採択にあたっては、当該学校生徒の実態をふまえて、それぞれの学校がもっともふさわしいとして要望した教科書を東京都教育委員会は採択すること。
- ・特に問題が各方面から指摘されている日本教科書の中学校道徳教科書は、採択しないこと。
- ・他県のように、教育委員会で直接この請願趣旨が述べられるようにすることを求める。少なくとも、事務局止まりではなくこの請願が、教育委員の皆様に伝えられ、委員会で議論し、回答されることを求める。

《請願者への通知》

生徒指導 教科書その他の教材の取扱いに関することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、教育委員会が管理し、執行するものとされています。

また、都道府県立の義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第2項の規定により、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきいて行うものとされています。

このため、東京都教育委員会は、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たり、学校関係者、教育委員会関係者及び学識経験者等で構成する東京都教科用図書選定審議会を設置し、審議会から答申を受けた教科書調査研究資料及び教科書採択資料等を参考にして、教科書の内容を慎重に検討し、最も適切な教科書を採択しています。

都教育委員会は、今後とも、法令等の規定に基づき、採択権者の責任と権限において適正かつ公正に教科書採択を行ってまいります。

### 3 陳情等(団体要請)

#### (1) 分野別 件数内訳

分類	28年度			29年度			30年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教職員	45	15	60	19	18	37	5
(割合)	50.0%	37.5%	46.2%	32.8%	45.0%	37.8%	9.6%
生徒指導	10	1	11	5	1	6	20
(割合)	11.1%	2.5%	8.5%	8.6%	2.5%	6.1%	38.5%
学校運営	31	21	52	32	19	51	26
(割合)	34.4%	52.5%	40.0%	55.2%	47.5%	52.1%	50.0%
教育施設	1	1	2	1	1	2	1
(割合)	1.1%	2.5%	1.5%	1.7%	2.5%	2.0%	1.9%
社会教育	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
健康管理	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
福利厚生	2	2	4	1	0	1	0
(割合)	2.3%	5.0%	3.1%	1.7%	0.0%	1.0%	0.0%
その他	1	0	1	0	1	1	0
(割合)	1.1%	0.0%	0.8%	0.0%	2.5%	1.0%	0.0%
計	90	40	130	58	40	98	52

30年度上半期の分野別件数では、「学校運営」に関するものが26件(50.0%)で最も多く、そのうち「学校教育の充実について」が17件である。

2番目は「生徒指導」に関するものが20件(38.5%)であり、そのうち「性教育について」が14件である。

3番目は「教職員」に関するものが5件(9.6%)であり、そのうち「国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について」が3件である。

## (2) 分野別の事例

分 野	概 要
学校運営	<p>①【学校教育の充実について】 17件</p> <p>○障害者教育の充実を求める要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都特別支援教育推進計画」第二期第一次実施計画の実施状況について、年度ごとに進捗状況を明らかにし、必要な見直しを行うための意見交換の場を持つようにしてください。</li> <li>・医療的ケア児が安心して学校施設で学習できるよう、柔軟な合理的配慮への指導をお願いします。</li> <li>・特別支援学校に通学する医療的ケア児専用バスについて、実際の運行実態やニーズにきちんと対応できているかなど十分な調査を実施しながら形あるものへと整備をお願いします。</li> <li>・子どもの実態に応じた重度重複学級を増設し、教員を増やしてください。</li> <li>・特別支援教育において、難病や慢性疾患の児童・生徒も特別な支援を必要とする児童・生徒の対象になることを周知し、必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成・活用して適切な指導・支援を実施してください。</li> <li>・中学卒業までの学校教育の中で精神疾病に対する正しい知識を理解できるようにしてください。</li> </ul>
生徒指導	<p>②【性教育について】 14件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都教育委員会に対し、区教委、学校現場、該当中学校への「指導」の確約を撤回し、即時中止することを求める。</li> <li>・都教育委員会は一方的に「課題がある」と決めつけたり、教育現場の努力を後退させるような「指導」を行わないことを求めます。</li> <li>・教育内容への不当な個別攻撃、介入を許さず、教育委員会として教育現場を尊重することを求めます。</li> <li>・子どもたちを取り巻く社会の現状、性的環境、性意識・性行動を踏まえた性教育の推進を支援することを求める。</li> <li>・子どもの人権を優先した、多様な教育の保障を求めます。</li> </ul>

教職員	<p>③【国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について】 3件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 4月18日付で東京都教育委員会が発令した卒業式に係わる戒告処分を撤回すること。</li><li>・ 上記に係わる「サービス事故再発防止研修」を行わないこと。</li></ul>
-----	--

## 4 公益通報制度

### (1) 窓口別 受理件数内訳

分類	28年度			29年度			30年度
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期
教育庁等窓口	0	0	0	0	0	0	0
弁護士窓口	10	18	28	10	15	25	18
計	10	18	28	10	15	25	18

### (2) 弁護士窓口受理分に係る処理状況

<平成28年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	1	0	1
職員の服務等に関すること	11	11	5	27
計	11	12	5	28

<平成29年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	4	8	13	25
計	4	8	13	25

<平成30年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査不能案件	調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの			
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	6	1	1	10	18
計	6	1	1	10	18